



No. 11

東京都行政書士会 品川支部通信

区民の近くに私たち行政書士がいる

平成 26 年度支部総会及び政連支部大会開催 そして、感極まった懇親会

支部総会で田村現支部長を再任

平成 26 年度定時総会 4 月 18 日（金）午後 3 時 30 分より、きゅりあん 5 階、第 2 講習室において議事を開始した。

司会を関理事が担当し、まず、3 月 31 日急逝された会員野村宏先生に対する黙祷を捧げた後、田村支部長よりあいさつ。議長に新居崎理事、副議長に喜多村理事を選任、議事録署名人を議長が指名して議事に入った。第 1 号議案平成 25 年度事業報告及び第 2 号議案平成 25 年度収支決算報告、同監査報告を一括上程し、審議の結果承認された。続いて、第 3 号議案平成 26 年度事業計画（案）及び第 4 号議案平成 26 年度予算（案）を上程、これも審議の結果承認された。次に第 5 号議案支部長・



役員の選出に移り、選挙管理委員会のもと、田村現支部長が再任され、支部長より新役員が選考された。また、東京会代議員 15 名の選出、選挙管理委員会の選出と、すべての議案が承認された。

しばしの休憩の後、東京政連品川支部の定時大会が開催され、第 1 号議案平成 25 年度活動報告、第 2 号議案平成 25 年度収支決算報告及び同監査報告、第 3 号議案平成 26 年度活動計画（案）及び第 4 号議案平成 26 年度予算（案）、第 5 号議案代議員「東京会」の選出が上程、審議、承認され、定時大会も無事終了した。

支部会員は芸達者揃い

場所を大会議室に移しての懇親会は、出だしから盛り上がりを見せた。舞台の上では、踊り、歌い、奏で、と支部会員がこんなに芸達者揃いであったことが初めて知れた。

エレキギターが流れ、プロ裸足の歌謡曲には拍手喝采。アンコールの声が止まない。

支部長に率いられた新人グループも凄まじい迫力で歌い、踊った。これで、支部も大安泰だとさぞや支部長は



安堵したことだろう。

区民とともに歩む支部活動を活性化しよう

今年の支部総会も懇親会も来賓を招待しなかった。支部総会も懇親会も、支部会員の相互の信頼を高め、支部活動をさらに活発にするために互いに協力するという気風を作るためにあると支部は考えているため、支部会員のみの参加とした。

支部会員相互の信頼、協力による支部活動のさらなる活性化を日々の支部活動で示していくことが問われている。

昨年度の遺言・相続大相談会の大成功に見られる新たな取り組みはもちろん、支部活動の活性化で行政書士の社会的政治的地位を一層高め、まさに「区民の近くに行



政書士がいる」を示していこう。

婚外子の相続分に関する民法改正について

品川支部 鈴木 康介

法定相続分が嫡出子と同等に

法律上の婚姻関係にない男女間に生まれたいわゆる婚外子（非嫡出子）と嫡出子の相続分差別に関する問題は、司法の場などで長きに渡り争われてまいりましたが、昨年9月の最高裁による違憲決定（憲法14条1項・法の下の平等違反）と、これを受けた国会における民法改正案の成立（昨年12月11日公布・施行）により、ついにその法定相続分が同等に取り扱われることとなりました。最高裁は今回の決定の理由として、我が国の婚姻や家族の状況の多様化、親子関係という子にとって選択の余地のない理由による不利益の不合理性等を挙げています。

改正の具体的な内容は、法定相続分について定めた民法900条4号ただし書から「非嫡出子の相続分は嫡出子の2分の1」としていた部分を削除したことにより、



相続人の中に嫡出子と婚外子が共に存在する事案においては両者の相続分が等しくなる、というものです。例えば、死亡したAに配偶者Bと嫡出子C、婚外子Eがいて相続財産価額が

1200万円の場合、従来の法定相続額はBが600万円、Cが400万円、Eが200万円であったところ、今回の改正により子CとEはともに300万円を相続することになります。（もともと、父親から認知を受けていない婚外子については、従来通り父親の相続において原則として相続権を有しません。）

改正法の適用対象となる相続

今回の改正法の附則により、新法の適用対象は、最高裁決定の翌日に当たる「平成25年9月5日以後に開始した相続」とされています。つまり昨年の9月5日以後に死亡した被相続人の相続については、嫡出子と婚外子の法定相続分の割合は常に同等としなければなりません。また、これに加えて、「平成13年7月1日から平成25年9月4日までの間に開始した相続のうち、平成25年9月5日以後に遺産分割等がなされるもの」についても、最高裁の判示内容に基づき、新法に従った処理（嫡出子と婚外子の相続分の同等）が求められています。平成25年9月4日までに遺産分割の審判が確定した相続、遺産分割協議が成立した相続については、確定的な法律関係として適用対象外となりますので、業務の際にはそれぞれの日付につき十分にご注意下さい。

参考（民法上の嫡出子の要件）

- ・妻が婚姻中に懐胎した子
- ・婚姻成立から201日目以後に生まれた子
- ・婚姻解消や取消から300日以内に生まれた子
- ・未婚時に出生し、父親に認知された後、父母が婚姻した子
- ・未婚時に出生し、父母が婚姻した後、父親に認知された子
- ・養子縁組をした子

最高裁大法廷決定の要旨

相続制度は、それぞれの国の伝統や社会事情、国民感情のほか、婚姻や親子関係への意識や規律を総合的に考慮した上で、どのように定めるかは立法府の合理的な裁量権に委ねられている。

婚外子の相続分を嫡出子の半分とする本件規定で生じる差別に、立法府の裁量権を考慮しても合理的な根拠が認められない場合は、憲法違反と理解するのが相当だ。

1995年の最高裁大法廷決定は合憲と判断したが、国民の意識などは時代とともに変遷する。不断に検討、吟味されなければならない。

本件規定が設けられた47年の民法改正以降、日本では婚姻や家族の実態が変化した。高齢化の進展に伴い、生存配偶者の生活の保障の必要性が高まって80年には配偶者の相続分が引き上げられるなどした。その後も婚姻や家族の形態が著しく多様化し、国民意識の多様化が大きく進んでいる。

一方、諸外国では60年代後半以降、婚外子と嫡出子の差別が撤廃された。現在、日本以外で差別を設けている国は欧米諸国ではなく、世界でも限られた状況だ。国連も本件規定を問題にして、懸念の表明や法改正の勧告などを繰り返してきた。

日本でも94～2006年に、住民票や戸籍での続柄の記載を婚外子と嫡出子で同様に取り扱うようになったほか、08年には婚外子の日本国籍取得を認めない国籍法の規定を違憲とする最高裁大法廷判決も出た。

相続分の平等化の問題は、かなり早くから意識されて準備が進められたが、法案の国会提出には至らず、現在も法改正は実現していない。

国民の意識の多様化が言われつつも、増加している婚外子の出生数が欧米に比べると少ないことなど、法律婚を尊重する意識が幅広く浸透しているためと思われる。しかし、本件規定の合理性は憲法に照らして婚外子の権利が不当に侵害されているか否かの観点から判断されるべきだ。

最高裁は、95年の大法廷決定以来、本件規定を合憲とする判断を示してきたが、95年の決定でも反対意見や、47年の民法改正当時の合理性が失われつつあるとの補足意見が述べられていた。

03年3月31日の同種訴訟の判決以降の判例は、その補足意見の内容を考慮すれば、合憲の判断を辛うじて維持したものともみることが出来る。

本件規定の合理性に関する種々の事柄の変遷は、その一つだけでは相続分の差別を不合理とすべき理由にはならない。しかし、47年から現在に至るまで、家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかだ。

そして、認識の変化に伴い、父母が婚姻関係になかったという、子自らが選択や修正する余地のない事柄を理由に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきである、という考えが確立されてきている。

以上を総合すれば、遅くとも今回の相続が始まった01年7月当時は、相続分を区別する合理的な根拠は失われており、本件規定は憲法に違反する。

ただ、今回の決定の違憲判断が既に行われた遺産分割に影響し、解決済みの事案にも効果が及べば、著しく法的安定性を害することになる。従って、今回の決定は01年7月からこの日の決定までに開始されたほかの相続について、本件規定を前提に行われた遺産分割の審判や裁判、分割協議、合意などで確定的となった法律関係に影響を及ぼすものではない。

支部にこの人あり 藤井鐵昭先生

今回は、品川支部の元支部長をされていた藤井鐵昭先生の事務所をお尋ねさせていただきました。

一先生は、平成元年1月に行政書士登録をされていますね。そのときはすでに46歳というご年齢でした。行政書士を目指したきっかけは何だったのでしょうか。

私は元々理科系で、大学では機械工学を専攻していました。卒業後、機械設計の会社に就職し、20年以上設計畑にいましたが、そもそも人に使われるのが好きでないのと、定年後の長い人生をどう送るかという不安もあり、40歳を過ぎてから、法律の勉強を始めました。法律の勉強は好きでしたね。理科系とは知識の内容が異なるだけで、論理的なところは理科系にも合っているのかもしれないね。私の場合、まず宅地建物取引主任者の資格を取り、次に行政書士か司法書士かで迷ったのですが、職域の広さから行政書士を選び受験しました。こうして脱サラし、平成元年に独立したわけです。一順調なサラリーマン人生だったと思われますが、思い切った選択をなさったのですね。



私は、「人生二毛作」だと思っています。たしかに、サラリーマンとしての仕事は順調でした。ですが、機械設計というのはミリ単位の寸分違わぬ精度が要求され、何か問題が起こるたびに設計者の責任として跳ね返ってきます。常に息苦しいのです。

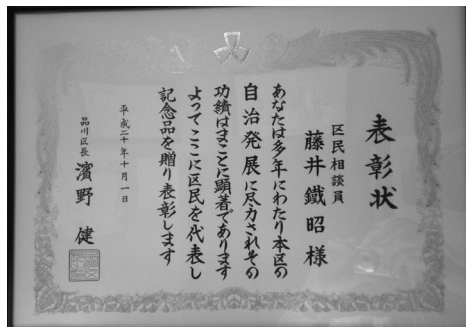
それに比べて、法律は解釈にも適用にもある程度の幅があります。酸素が多いような気がするのです。そんな法律の世界に魅力を感じて、行政書士界に飛び込んだのです。飛び込んでしまえば後は手足を動かさざるを得ないですから。家内は熱出して寝込みましたけれど(笑)。一先生は、宅建もお持ちで、不動産会社も経営されていますね。

平成元年の6月に会社を興し、その年の9月に不動産業の免許を取得しました。行政書士の仕事として相続をやっていると、不動産の処分といった場面に出くわしますよね。そのときには、「先生」から「社長」になるわけです。(笑)

一先生は、区民相談もなさっておられたようですが。

全部で、17、8年やりましたね。途中、品川区から10年表彰も受けました。

区との関わりとえば、現在本庁舎6階の都市計画課で第2第4水曜に行われているマンション管理相談も、お引き受けしています。一本庁舎にブースがあるのですね。詳しくお話しいたけませんか。



まず、平成13年6月にいわゆるマンション管理適正化法が成立しました。私は、14年にマンション管理士資格を取りましたが、この法律によればマンション管理士が出来ることは助言と相談のみで、何の権限もないのです。ところが、この資格と行政書士を組み合わせれば、管理組合の総会議事録作成や議事進行のアドバイス、管理規約の作成支援や改正など、様々な内部の業務に関わることが出来て、業務が広がります。

品川区は約半分の世帯がマンションです。区としてもマンションを無視できない状態です。そこで、公設の相談ブースを設けるように区の都市計画課に働きかけましたが、なかなか実現しませんでした。そこで、品川マンション管理士会を設立し、ブース開設と私たちを相談員として使っていただくことを提案し、ある議員に、議会で演説と質問をしていただいたところ、区長がそれに賛同。一気にブース開設と相談員となることが実現したのです。

一不動産コンサルティングマスターという資格もお持ちのようですね。

この資格は、不動産取引に関わる様々な士業の間にはいって、顧客の窓口になることを目指した国家資格で、所謂ワンストップサービスの走りのようなものです。

一若い先生方に一言お願いします。

私たち行政書士は、法律家の一員です。法律を隅から隅まで勉強しておくことはもちろん重要ですが、より大事なことは、それらの知識をうまく活用することを覚えることだと思います。法律は目的ではなく道具ですから。それと、人と対面した時に、自分の人生経験が出ますから、辛いこともいろいろと経験することが大切でしょうね。それが、いずれその人の迫力となって現れるでしょうから。仕事は、恥と冷や汗をかかないとダメですね。座学も大切だと思いますがそれが経験と合わさって初めて自分のものとなるのかも知れません。

一行政書士の資格を核として、不動産を対象に様々なビジネスモデルを開拓・実践して来られた先生のお話は、民事を志す新米の行政書士にとって大変参考になったと思います。お忙しい中、どうも有り難うございました。

(文：日野義博 写真：新居崎邦明)

ココが売りだよ！

品川で170年続いた船宿三河屋

三河、江戸、台場と歴史を歩む

京急北品川駅から徒歩5分、品川駅からでも徒歩10分にある船宿三河屋。なんと170年の歴史を持つ。その船



宿の若女将山田和美さんをインタビューした。

「確かなことはわかりませんが、台場にある山田本家のばあちゃんの話だと、三河屋の屋号でわかるように、天保（1830年から1844年）のころに三河（愛知県）の漁師をやっていたようです」

嘉永6年（1853年）6月にペリー艦隊が来航、これに脅

威を感じた幕府は江戸の防衛のために品川沖に台場（砲台）を築造する計画を立てた。山田の先祖はこの工事のための船頭として三河から徴用されたとのことだった。史実によれば、工事は急ピッチで進められ、およそ8ヶ月の工期で翌年ペリーが2度目の来航をするまでに砲台の一部は完成し、品川台場（品海砲台）と呼ばれた。建設のための石垣用の石を運ぶたくさんの船が徴用され、海岸の町々は騒ぎだったとある。

夜景を肴に屋形船で東京湾・隅田川をいく

ご先祖はそのまま品川に住み着き、海苔の養殖や漁を生業としてきた。船宿を始めたのは祖母。祖父は戦争に行っ



てしまい、残された祖母が日通などの舟を借りてそれを自分の舟付き場において船宿を始めた。

「今みたいな大きな舟ではなかったのですが、けっこう客はあったようです」

祖父が戦争から帰って来てますます繁盛し

た。東京オリンピックが行われる少し前、昭和37年ころがピークだそうだ。祖父母は亡くなったが、後を継いだ今の舟主山田廣吉さん（80歳）は5代目となる。父母と若女将など家族6人と雇い人3人で、展望デッキ付き80人乗りの大型屋形船2艘の他、釣り船も仕立てる。

「船宿もかなり少なくなりました。昔は船宿通りと言われ



るくらいたくさんの船宿がありました。北品川で釣り船は私のところだけです。東日本大震災が起こった後は、閑古鳥状態でしたが、スカイツリーがオープンしてからまたブームのようになっています」

三河屋さんの売りは夜景を肴に屋形船で東京湾・隅田川をいく宴。そして天ぷら。天ぷらの食材は毎日築地に出しに行き、旬の食材の中から、その日1番のものを選ぶという。さらに、魚介類はすべて活けのものを使用し、冷凍ものは一切使わない。そして、もうひとつのこだわりであるその揚げ方は、食材の味を最大限に活かすた



めに衣を薄くつけて揚げる「漁師揚げ」と呼ばれる。また、油は風味豊かなゴマ油を使用する。サラダ油で揚げたものと違い味がしつこくなく、いくつ食べて胃もたれしないとのことである。三河屋では、半被の着方から鉢巻の締め方、江戸っ子の話し方に至るまで「粋」な雰囲気をとにかく大切にしている。

悠久の歴史に思いを馳せ、夜景と料理を満喫する舟遊び。一見贅沢だが、優雅なひと時を過ごしてはいかが。

品川区東品川1-1-14

問合せ：03-3471-3454

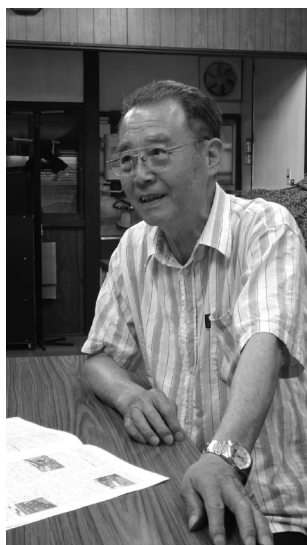
<http://www.funayado-mikaway.com>

町会長さん

戸越六丁目町会会長 千葉雅雄さん

町会長を 20 年務めたベテラン会長

戸越 6 丁目町会は、戸越 6 丁目全体が町会の区域となっていない。戸越 6 丁目には、三つの町会がある。戸越 6 丁目町会は戸越 6 丁目 4～12 番、16～22 番。東中三町会の一部に戸越 6 丁目 15 番と 23 番が入り、東中延 2 丁目町会の一部に戸越 6 丁目 1～3 番と 13～



14 番が入る。昭和 40 年頃行われた新住居表示変更に伴い、地名と町会名が一致しないところがあった。その典型が戸越 6 丁目である。

この戸越 6 丁目町会会長を 20 年にわたって務めてきたのが千葉雅雄さん（79 歳）である。

「20 歳の時から町会の役員をやっていたから町会との関わりはもう 60 年近くになりますね」

そして、平成 20 年からは、荏原第四地区連合町会の会長にも就任した。3 年前に、品川区から永年勤続の感謝状を授与された。この町会は、昭和 28 年の町会制度と同時に創立され、昨年町会創立 60 周年を迎えたという。「私は品川区生まれですが、戸越ではありません。戦争による強制疎開でここに移ってきて、父は自宅の隣を工場にして電球のソケットを作る工場をやっていました。父が亡くなり、私が継いで、松下、今のパナソニックのモーターの部品を作っていました。でも、パナソニックの工場が海外移転をしたため、今は工場もやめています」

1000 世帯のまとめ役として

戸越 6 丁目には約 1000 世帯が住んでいる。その 9 割近くを町会が組織しているという。



「60 周年の記念品として町会費を納めている世帯全部に非常用の懐中電灯を配ったのですが、その数が 850 個はあったので、それくら

いはいますね」

町会の活動の中心は何と言っても安全で安心な町づくりである。80 歳以上の一人暮らしの方に救急医療情報キットを配って、何かあった時にはそれを救急隊に見せて早期に適切な対応ができるようにした。

また、防災にも力を入れ、災害弱者支援・要援護者の防災名簿づくりを進め、また防災講座も開いている。昨

年 10 月には、地域にある小学校を使って、子どもたちはもちろん、先生、PTA 合同の勉強会を開き、とても役立つと評判だったそうだ。

お祭りは地域の繋がりを作る大きなイベントである。

力が入るのは当然。

「地域 5 町会の氏神である上神明天祖神社



のお祭りは、10 年に一度は 5 町会の合同祭りですが、うちの町会は毎年単独でもやっています。去年は天祖神社が下神明と上神明に分かれてから 370 年ということで、下神明の 7 町会と一緒に 12 町会で大きな祭りを企画しましたが、生憎午前中雨で午後だけ。でも大いに盛り上がりました」

テレビドラマの撮影隊宿舎となった町会会館

現在の町会会館は昭和 47 年に建てられたものである。最初の会館は、千葉さんが町会の役員となっていた昭和 30 年に地域にある小学校の建替えで壊すことになっていた教室をそっくり移築した。当時のお金で 6 万円で買い、しっかりしていてずっと問題なく使えたそうだ。

今の会館は 2 階建て。1 階は毎週 1 回お習字教室、毎週 2 回は勉強塾に貸して、町会の運営費に充てている。もちろん、お祭りの時は全部が御神所になる。「平成 15 年に『スタンド アップ』というドラマが放映されました。戸越を舞台にした高校生たちの青春を描いたコメディで、その撮影隊が会館に 3 カ月間寝泊まりしました。嵐の二宮和也さんやジャニーズ Jr の山下智久さん、片平なぎささんたちが毎日来てました」

しかし、この会館も幅 20 メートルの 29 号線が開通したらなくなってしまう。東京都は防災のためと言っているが、まったく道路のない市街地の住民を全部立ち退かせて通すことにどれほど意味があるのか、と千葉さんは疑問を呈している。立ち退く先は、町会会館の再構築の補償は、など町会長として取り組むべき課題は大きく厳しいものになることが予想される。

「この町はまったくと言っていい程、犯罪も事故ありません。このことを何としても維持していきたい。高齢者や子どもたちが安心して暮らせることが何よりも大切です。町会は、毎年小学校で行う花火大会や少年野球チームに助成しています。花火大会には 500 人も集ります」

千葉さんは東京連合防火協会の評議員、荏原防火防災協会の会長も務めている。町会では、東日本大震災のとき、東北の被災地に 100 万円の義援金を送った。

会長の名刺にはこう書かれている。

「もういいかい 火を消すまでは まあだだよ」

たくましく、楽しい会長さんであった。

「ブラックヘッズ」 始まるんです！

主将小川 雅之

皆様のいよいよブラックヘッズが始動開始致しましたので、ご報告いたします。

年明けのオリンピックに始まり、とても盛り上がったW杯、スポーツの年の今年後半のイベントといえど・・・ブラックヘッズリベンジ！です。今年のオリンピックもW杯も気合だけでは結果は出ません、練習が大事なことが良くわかりました。負けられない戦いである東京会の大会も11月29日に決まりました。我が「関ジャパン」ついに始動です！

6月30日我がホームグラウンド品川南ふ頭にキングダム（田村支部長）をはじめブラックヘッズのメンバーが揃いました。昨年から新入部員が増え、今年も多く参加者が集まり、いまやレギュラー争いはジャイアンツ以上と言われています。まだ明るい夕方から始まった練習はブラックヘッズ名物千本ノック（妄想）ダッシュ100本（妄想）シートバッティング（本当）と続き、最後は天王洲での本気の結団式に繋がりました。

7月13日には今年度の初戦、品川区民大会ソフトボール大会があります。この戦いについては支部ブログなどでご報告致します。いよいよ始動したブラックヘッズ、今シーズンも選手の皆様、サポーターの皆様全員の気持ちが必要です。お仕事お忙しい日々と思いますが、東京会ソフトボール大会でのリベンジに向けて始動したブラックヘッズに皆様の応援をお願い致します。



6月30日に行われた練習試合。活躍する新人たち

一般社団法人 街活プランナーズ設立

品川支部では、地域貢献を活動目標のひとつに掲げています。

その一環として、本年4月、一般社団法人街活プランナーズを設立いたしました。

「街活プランナーズ」は、自治会・町内会等を対象とした、街おこし事業、地縁関係再構築事業、及びこれらを促進するために必要な支援事業（地縁団体の法人化支援、町会会館の建設支援、区の助成金取得支援、無料相談会等）を事業目的とする法人です。

具体的には以下のような業務を受任することを目指しています。

「街活プランナーズ」があなたの街を創ります

- 町会活動を活発にさせるには
- 区の助成を受けるには
- 町会会館を建設するには
- 隣人、高齢者、子どもたちの交流の場を作るには
- 命と生活を互いに守り合う街を作るには
- 伝統文化溢れる街を作るには
- 生活で困ったことを解決するには

また地域活動の場として、大井町線荏原町駅・中延駅、都営浅草線中延駅から徒歩5分の所に、「まちかつプラザ」（品川区中延6-4-18-002）を開設し、カルチャー活動・イベントの場を地域に提供して行きます。



「まちかつプラザ」に入るとすぐ横にコミュニティサロン、奥にミーティングルームが見える。写真には写っていないが、左側が事務所となっている。

街活プランナーズの趣旨に賛同される方は、どなたでも入会できますので（入会金1万円、年会費1万2000円）、ご希望の方は事務局まで、お問い合わせ下さい。

電話 03-3782-6845 FAX 03-6426-1612

Mail machikatu6845@gmail.com

行政書士釣友会

5月例会はカサゴとメバル。うまい魚で乾杯！

5月の例会は、5月31日（土）に举行された。朝6時50分、京急立会川駅集合。釣りは朝が勝負なので、案内には「6時50分過ぎたら現地へ向かいますよ」と書かれていた。参加予定者10名だが、2名が来ていない！しかし、星野さんは容赦なく現地に向う。私はきっちり早めに来て、駅の隣のコンビニでビールとツマミなどを買い込んで待っていた。釣船は昨年キス釣りでお世話になった勝島運河の立会川釣船小林である。出船は7時15分で、何とか定刻少し過ぎには全員が揃った。品川支部から4人、港支部から4人、中野、台東からそれぞれ1人。釣りは初めてという方も数名おり、まだ参加数回の私が「でかい」顔ができた。

天気も良く、波もなく快適な釣行となった。船は羽田空港を過ぎてさらに横浜方面へと進み、30分進んだ頃から岸壁に船を近づけては棹を降ろすことを繰り返した。餌は青イソメと生きエビで、3本の釣の一番上にイソメ、その下2本にエビを付ける。狙いはカサゴ。イソメの匂いにつられて寄って来て、エビに食いつくのだそう。カサゴは底魚なので、底まで錘がついたら少し挙げては降ろす動作を続ける。

最初の当りは金子さん。かなり大型のカサゴだった。金子さん、棹もライジャケも全部自前で参加。さすがブラックバス釣りのプロ（笑）。年季が入っている。その後もしばし金子さんが独占状態。パチンコなら台を代えてと言いたくなる。何度か場所を移動するうちに、来た！小さなカサゴだった。でもこれで坊主だけは避けられた。

さらに横浜方面へ移動し、海ほたるやランドマークタワーが見える辺りまで来た。カサゴ、メバルをそこそこ釣りながら、午後3時納竿となった。私は、カサゴ5匹とメバル2匹だったが、魚を捌けない？という某さんから釣った魚をいただき、カサゴは7匹となった。カサゴは刺身、煮付け、唐揚げにと超うまい高級魚だが、そのトゲが固くて刺さると相当痛い。何とか捌いて刺身、煮付け、唐揚げにして味わった。うまい！ビールがすすむ。メバルは煮付け。これも美味であつたが、刺身でもいけたそう。ともあれ、5月例会は盛況のうちに終わった。次回は8月末か9月初めの予定である。（新居崎 邦明）



歩く、食べる、勢い盛んなウォーキング倶楽部

「品川ウォーキング倶楽部」では、お正月に「山手七福神巡り」、2月に「三崎のマグロツアー」、6月に「大人の遠足・奈良日帰りツアー」を開催しました。

七福神巡りは今年の商売繁盛と家内安全を願ってのウォーキングでしたが、御朱印を頂く色紙を片手に町歩きをし、全てが揃った暁には満願の絵馬も頂きました。



三崎のマグロツアーは正直、ほぼ、遠足での飲み会ツアーでしたが、倶楽部のモットーでもある

「ゆる〜い会」の本領を発揮したおいしくて楽しい会となりました。

また、初めての遠出としての奈良ツアーは、教科書で見た「鑑真和上」のありがたいお姿や「玉虫の厨子」等を拝観し、いにしえの文化に触れた一日となりました。

今後は、近いけど珍しい九品仏の御朱印を目指しての旅や、支部長推薦の高尾山ピアガーデンを目指した旅を企画中です。



随時、ML等でご案内致します。沢山の皆様にご参加頂き、楽しい一日をご一緒させて頂きたいと思っています。

（喜多村 郁子）

チェス同好会のご案内

毎月第3月曜日の午後6時から

連絡先：津田詔一 品川区東品川 4-12-9-2603

☎ 03-6433-2388 Mail shoichi@srg-tsuda.biz





支部 information



新入支部会員(平成26年1月1日～7月1日)

氏名(敬称略)	事務所所在地
矢部 信敏	品川区東大井 1-12-14
栗本 久	品川区南品川 2-4-1
松田 奈々	品川区西大井 4-11-29
新居崎 匡宜	品川区西中延 3-9-20
亀井 晃	品川区東品川 3-14-26-207
吉川 洋子	品川区西大井 2-19-8
佐藤 慶一	品川区荏原 6-8-14
寺内 朋弥	品川区東大井 2-5-4-1F
小林 俊一	品川区荏原 3-4-22-301
佐藤 賢司	品川区西大井 4-24-15
山田 茂睦	品川区東五反田 5-28-11-808
野田 洋平	品川区大崎 4-3-11
斎藤 清佳	品川区戸越 1-15-13
井幡 義隆	品川区東大井 1-12-14

主な支部活動

開催日	活動内容
1月17日	賀詞交換会
2月1日	相続・遺言大相談会及び顧問相談役会
2月5日	区民相談員会議
2月25日	支部理事会
2月28日	暴力団等排除対策委員会研修
3月10日	支部理事会
3月20日	支部研修会
4月2日	支部理事会
4月18日	定時総会
5月22日	支部理事会及び支部役員会
6月17日	支部理事会



賀詞交換会

主な支部政治連盟の動き

東政連品川支部では、区議会・都議会・国会の議員の先生方と連絡を密にしながら、区民・都民・国民の利便に資するため、行政書士制度の発展と職域の拡大を目指します。会員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。(東政連品川支部長 星野 誠)

開催日	内容
1月26日	鈴木真澄先生成田山初詣
1月26日	いとう昌宏先生成田山初詣

2月6日	都知事選 推薦候補応援活動
2月8日	都知事選 推薦候補応援活動
3月18日	公明党「春の集い」参加
4月1日	松原仁先生国政報告会
4月15日	地元代議士への陳情活動
5月16日	田中たけし先生意見交換会
5月21日	民主都連パーティ参加
6月6日	あべ祐美子先生意見交換会
6月11日	松原仁先生事務所訪問(行政書士法改正案の件)
6月13日	「明日の品川区政を考える集い」参加
6月17日	政策要望ヒアリング(民主・改革ネット)
6月27日	いとう昌宏先生区政報告会

これからの主な予定

- 支部理事会 8月18日(月) 午後6時15分～
- 4支部合同研修会「行政不服審査法の改正と展望」
講師 櫻井敬子先生(学習院大学教授)
8月8日(火) 午後6時半～
きゅりあん 大会議室
- 新入会員研修会兼暑気払い兼顧問相談役会
9月12日(金) 研修会午後6時～、暑気払い兼相談役会7時～
きゅりあん 研修室
- 支部研修会
10月31日(金) 午後6時10分～
きゅりあん 第1講習室
- 多士業相談会 品川宿(9月末)
- 大崎夢さん橋相談会 (10月第2週の土・日・月)
- ソフトボール大会 11月29日(土)



盛況だった昨年の夢さん橋無料相談会

平成26年7月1日発行

発行人 田村 通彦

発行所 東京都行政書士会品川支部

〒141-0032

東京都品川区大崎1丁目20番8号

I NOビル大崎503号

TEL 03-3490-1650

FAX 03-6807-2580

URL <http://shinagawa.tokyo-gyosei.jp/>

編集人 日野義博 小川雅之 鈴木康介 神田敦子
新居崎邦明